

## 一般社団法人日本心エコー図学会認定心エコー図専門医研修施設指定に関する内規

### (目的)

第1条 この内規は、一般社団法人日本心エコー図学会（以下「本会」という。）の認定心エコー図専門医研修施設指定に関し、認定心エコー図専門医制度規約に基づく必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

### (研修施設申請要件)

第2条 認定心エコー図専門医制度の研修施設の認定を得ようとする施設は、次の項目のすべてを満たして なければならない。

#### A. 研修施設

- 1) 日本循環器学会研修施設ないし研修関連施設であること
- 2) 心エコー図専門医（2026年までは暫定専門医含む）が1名以上常勤で在籍すること
- 3) 経胸壁心エコー図検査4000件/年、経食道心エコー図検査200件/年（ただし術中経食道心エコー図検査を除く件数を100件/年以上含むこと）以上を実施していること
- 4) 上記の中に、負荷心エコー図検査10件/年、経静脈コントラスト心エコー図検査（バブルテスト）が5件/年、術中経食道心エコー図検査が10件/年以上、含まれること。

#### B. 研修関連施設（2-A、2-Bないし2-C、いずれかを満たすこと）

- 1) 日本循環器学会循環器研修施設ないし研修関連施設であること
- 2) 2-A) 心エコー図専門医（2026年までは暫定専門医含む）が1名以上常勤で在籍すること
- 3) 2-B) 心エコー図専門医（2026年までは暫定専門医含む）が1名以上非常勤（週1回以上勤務）で在籍すること、
- 4) 2-C) 研修施設と月1回以上、定期的な症例検討会を開催していること（研修施設からも裏付けの書類を提出してもらう）→心エコー図専門医の在籍は求めない
- 5) 経胸壁心エコー3000件/年、経食道心エコー100件/年以上を実施していること

(申請)

第 3 条 申請には、別途定める心エコー図専門医研修・研修関連施設申請要項に従い手続きをしなければならない。

(審査)

第 4 条 研修施設及び研修関連施設の認定は、心エコー図専門医研修施設認定部会において認定施設申請に係る書類の審査により、施設認定の是非を決定する。研修施設として認定された施設には、研修施設認定証を送付する。

(認定の更新)

第 5 条 認定を継続する場合は、認定期間の前年に心エコー図専門医研修・研修関連施設申請要項に従い手続きをしなければならない。

(関係書類の保管)

第 6 条 認定を受けた施設は、申請時の書類を認定期間中は保存しなければならない。

(関係書類の提出)

第 7 条 認定を受けた後、申請内容に変更が生じた場合は、変更に係る書類を提出しなければならない。変更内容によっては、認定を取り消す場合がある。

附則 この内規は、令和 3 年 1 月 27 日から施行する。